

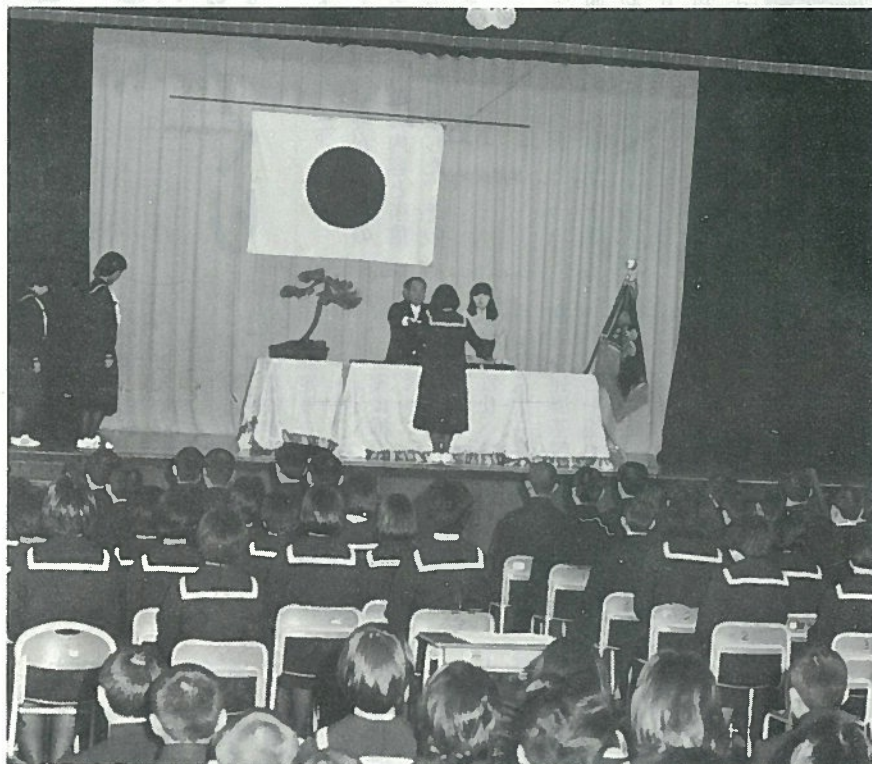


にしごう

広報にしごう第196号
昭和62年4月1日

VOL.4

■人口のうごき 人口15,092人(+19) 男7,641人(+3) 女7,451人(+16) 世帯数3,667戸(+1) 3月1日現在()は対前月比



希望を胸に

3年の終了課程を終えて、晴れの卒業式……(写真は西二中)▲▼

おもな内容

- 昭和62年度鈴木村長所信表明…………… 2
- むし歯は健康の敵です…………… 3
- 食管制度を守るためには
あなたの協力が必要です… 4
- 住所移転された方は次の方法で…………… 5
- スポーツコーナー…………… 6
- 栃木女子刑務所研修紀行…………… 7
- 新国民年金のすがた…………… 8～9
- おしらせ…………… 10



昭和62年度鈴木村長 所信表明

健康で明るく 豊かな村づくり

昭和六十二年村議会第一回
 定例会が三月十一日招集され、
 二十日まで十日間の会期で開
 かれました。新年度の一般会
 計予算など、三十二議案・諮
 問一件が上程され、原案とお
 り可決されました。

また、鈴木村長から、村の
 当面する行財政の内容と所信
 表明が述べられました。その
 要旨を紹介します。



▲村議会で所信表明する鈴木村長

昭和六十二年、西郷村議会第
 一回定例会の開会に当り、村の
 当面する行財政と私の所信の一
 端を申し上げ、このことを基本
 とする昭和六十二年西郷村一
 般会計予算案等今定例会に提案

致しました議案の概要について
 ご説明申し上げ、議員の皆様にご
 理解と、ご協力を賜る次第
 であります。

昭和六十二年の地方財政を
 とりまく環境は、昭和六十一年
 度にも増し依然と
 して厳しく、国は、
 去る十二月二十四
 日、昭和六十二年
 度の経済見通しと
 経済運営の基本的
 態度」及び「昭和
 六十二年予算編
 成方針」を閣議決
 定し昭和六十二年
 度の予算概算を決

定したところであります。

この指針の経済見通しにより
 ますと、「一九八〇年代経済社会
 の展望と指針」において示され
 た、方向に沿って、物価の安定
 を基礎としつつ、内需を中心と
 した、景気の着実な拡大を図り、
 持続的な安定成長を達成し、雇
 用の安定及び地域経済の活性化
 を図る一方、行政改革を引き続
 き、着実に推進し、又自由貿易
 体制の維持、強化、調和のある
 対外経済関係の形成及び、世界
 経済活性化への積極的貢献を行
 い、更に我が国経済社会の中、長
 期的な発展基盤の整備を図って
 いくことを基本とし、このこと
 から昭和六十二年の経済見通
 しは、経済成長率、名目で四・六
 パーセント程度、更に実質で三・
 五パーセント程度になるものと、
 見込まれておる処であります。

ついては五パーセント、それぞ
 れ昭和五十八年度以降五年連続
 のマイナス基準を設定し、社会
 情勢の変化に応じて歳入歳出の
 両面にわたって見直しを行い、
 殊に、その規模を厳しく抑制す
 るとともに、公債発行額を可能
 な限り縮減する方針で編成され、
 その結果、国の一般会計予算は
 対前年比二・九パーセントの増
 という緊縮型予算となった処で
 あります。

更に、予算編成指針におきま
 しては、昭和六十二年の国の
 予算及び財政投融资計画は引き
 続き、財政の改革を強力に推進
 し、その対応力の回復を図るこ
 とが我が国経済の着実な発展と
 国民生活の安定向上を図る重要
 な政策課題であるとして、前年
 同様、経常部門経費については
 十パーセント、投資部門経費に

又、地方財政は国、地方共に
 大量の公債発行に依存した財政
 運営によって、多額の借入金残
 高を抱える中、昭和六十二年
 においても、極めて厳しさの増
 した財政事情に置かれており、
 その財政構造の健全化を図ると
 ともに、借入金の脱却と、地方
 債依存の引下げに努めることに
 格段の努力を傾注すべきである
 との基本的な考え方を更に厳し
 く打出しております。

以上の背景を基に本村の昭和
 六十二年度の予算編成に当りま
 しては、極めて厳しい財政事情
 の中で地方財政計画の基本的事
 項であります事務事業の見直し、
 行政組織の合理的見直し等によ
 る経費の節減合理化を推進し、
 本村振興計画の基本構想と基本

計画が完成しましたので早期に
 実施計画を策定し長期的、計画
 的に、限られた財源の重点的、
 かつ効率的に留意するとともに、
 事業の重点選別を行い、節度あ
 る行財政運営を行うことを基本
 と致しまして、村長就任時に皆
 様に所信の程を表明いたしました
 事項、更には、昨年二期目の
 最初の定例会に申し上げており
 ます通り、私は三つの柱を考え
 方の基本とし公正にして建設的
 対話の姿勢を、政治信条として、
 八項目にわたる重点目標を所信
 の一端として申し上げたところ
 であります。今年度も変わらぬ
 考え方において、これ等公約の
 実現化の為、粉骨砕身、努力致
 すものであります。

以上のことがらを踏まえ、昭
 和六十二年度におきましても職
 員ともども、一体となり、健全
 財政を保ちながら「健康で明る
 く、豊かな村づくり」を、我村
 の目標として執行して参る所存
 であります。

議会議員の皆様におかれまし
 てもこの実情を深くご理解賜り
 絶大なる御支援と、御叱正を申
 し上げる次第であります。

上程された議案

- 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 議会議員の報酬期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 西郷村消防団給与条例の一部改正について
- 西郷村交通安全対策会議条例の一部改正について
- 白河都市計画事業白河西郷土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について
- 西郷村健康づくり推進協議会条例の一部改正について
- 生活路線バス等運行対策審議会条例の制定について
- 西郷村保育所設置条例の一部改正について
- 西郷村保育所に係る保育料の徴収に関する条例の一部改正について
- 西郷村農村広場設置条例の一部改正について
- 西郷村公民館条例の一部改正について
- 西郷村農民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 西郷村スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 西郷村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 西郷村民体育館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 西郷村社会体育、レクリエーション施設条例の一部改正について
- 西郷村村道路線の認定について
- 西郷村村道路線の廃止について
- 西郷村国民健康保険給付費支払準備基金の処分について
- 西郷村国民健康保険条例の一部改正について
- 西郷村水道事業給水条例の一部改正について
- 西郷村工業用水道事業条例の一部改正について
- 昭和六十二年西郷村一般会計予算
- 昭和六十二年西郷村国民健康保険特別会計予算
- 昭和六十二年西郷村有線放送電話事業特別会計予算
- 昭和六十二年西郷村老人保健特別会計予算
- 昭和六十二年西郷村土地造成事業特別会計予算
- 昭和六十二年西郷村水道事業会計予算
- 昭和六十二年西郷村大平工業用水道事業会計予算
- 昭和六十二年西郷村福山工業用水道事業会計予算
- 人権擁護委員の推進につき意見を求めることについて

昭和62年度重点事業

(単位：千円)

川谷小学校建設事業	257,000
家族旅行村整備事業	148,000
原中～四ツ門線歩道設置事業	34,000
シナシ川改修事業	40,000
区画整理事業	261,000
公営住宅建設事業	141,000
三期山振農道整備事業	71,000
幼稚園建設事業	44,000
屋外運動場照明施設整備事業	61,000
屋外ゲートボール場建設事業	21,000
農村基盤総合整備事業	30,000
村道改良事業	233,000

“むし歯”は健康の敵です

村を挙げて一掃対策に取り組む

村では、本年度（昭和六十二年）から村内小学生を対象に、虫歯対策事業に取り組むことになりました。

この虫歯対策は、二月二十五日に開催された、健康づくり推進協議会（高木次郎会長）の席上において、取り進むことが決められたものです。

昨年の村内小・中学校の現状



▲フッ素でうがいをする子供たち

を見ますと、小学六年生で一人当り五・四本、中学三年生で七・九本と非常に憂慮すべき状況にあります。

対策に当って、先ず①歯みがき運動の推進（毎食後）②フッ素洗口事業（週一回）——この場合、一回分の洗口液は誤って飲んで、全く危険性はありません。③食生活指導の徹底等事業を行います。

対象者は、本年度として小学一～四年生、六十三年度は小学一～五年生、最終年度（六十四年）として一～六年生を対象に実施されます。

子供達の健康の元であり、私たちの食生活にも欠くことのない大切な“歯”を虫歯から守るため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

食糧制度を守るためには・・・ 「あなた」の協力が必要です

今日まで、米の供給過剰による数々の需給調整が実施されてきました。

昭和六十一年度で終了の「水田利用再編対策」は、国・県・村等行政からの「依頼」的な施策でしたが、今回、新たに昭和六十二年度から実施される「水田農業確立対策」とは、個々の農家の意志を農事組合単位で結集し、「自主」的に取組んでもらおう、とするものです。

その趣旨は、次のとおりです。
『水田を活用して生産される、作物の生産性の向上、地域輸作農法の確立及び需要の動向に応じた米の計画生産を、生産者・生産者団体の主体的責任を持った取組みを基礎に、一体的に推進する。』というものです。
実施期間は、昭和六十二年以降、六年間とし、前期(三年)と後期(三年)とに分けて実施されます。

● 村の転作等目標は、

三〇五ヘクタール

このほど、県から村へ配分された転作等目標面積は、三〇五ヘクタールです。村内の水田面積に対する転作率も、大幅に拡大し、約二十五パーセントです。所有する水田の四分の一が、転作対象となり、大変厳しいものとなっております。

● 配 分

配分にあたっては、村と農協等(白河農協・大原商店・益田商店)が協議の上、農事組合別に行い個人明細を添付し通知をしました。

また、未達成農事組合の未達成者については、その分を加算しました。

● 転作等として取り扱う

ことが出来るもの

転作作物が、一般作物(麦、豆類、飼料作物、花き、てんさ

い等)、永年性産物(果樹、こうぞ、転換畑、林地、養漁池、施設園芸用施設用地等)、特例作物(野菜、たばこ等)の三種、他に水田預託、土地改良事業の通年施行、他用途利用米、その他、実績として該当するものが対象となります。

● 助成補助金

転作奨励金依存からの脱却、という見地から、これまでの「米から他作物への転換を重視した奨励措置」に代わり、「構造政策を重視した助成措置」とすることの考え方に立って、水田農業確立対策の趣旨に即した、各地域における農業者、農業関係者の主体的な取組みについて、望ましい水田利用形態に可能な限り誘導するために、下記の表のとおり補助金が交付されます。

(単位：円)

区 分	①基本額	加 算 額	
		②生産性向上等加	③地域営農加算
一般作物	19,000	20,000 (県特認10,000)	10,000
永年性作物等	24,000	20,000 (県特認10,000)	10,000
特例作物	7,000	5,000	5,000
水田預託	7,000	—	—
土地改良通年施行	7,000	—	—

②及び③の加算について

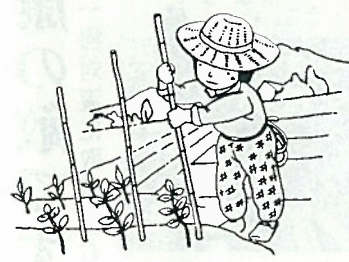
- 1) 農事組合の転作目標を達成していることが前提。
- 2) ②と③は重複して交付を受ける事ができます。
- 3) ②は、生産規模の拡大、生産の組織化、転作田の団地化、産地形成等を誘導するもの。
- 4) ③は農協が中心となって地域の水田農業確立を計画的に推進するもの。

「なお、転作目標面積を達成した農事組合については、その達成面積に応じて、十アール当たり二千円の補助金が交付されます。

● 転作目標面積が、未達成の場合

農事組合単位での、目標面積が未達成の場合は、その未達成分が次年度の転作等目標面積に加算されるとともに、食糧管理制度関連の奨励助成措置などの取り扱いに差が設けられます。

- 例 ● 予約限度数量の減
● 良質米奨励金のカット
● 適正集荷奨励金の減



住所移転された方は 次の方法で投票を

来る四月十二日(日)は、福島県議会議員選挙投票日です。

県内の市町村間を住所移転された方は、次の方法により投票されますようお願いいたします。

一、転入届を昭和六十二年一月二日まで、市町村窓口へ提出された方は、転入地で投票することに なります。(この場合、県外からの転入者も転入地で投票できます。)

二、転入届を昭和六十二年一月三日以後、市町村窓口へ提出された方は、次の方法で投票を行って下さい。(ただし、この場合、県外からの転入者及び、県外への転出者は投票できません。)

(一)、投票日に、以前住んでいた所の票所で投票を行う方法
転入地の市町村長が発行する「住民票(写)」又は、「引き続き福島県内に住所を有する旨の証明書」が必要で、あらかじめ、交付を受けておく必要があります。(この場合、

投票入場券はなくとも差し支えありません。)

(二)、不在者投票を行う方法

仕事等、止むを得ない用務などで投票日に、投票所へ行けない時、又は、市や郡外への転出者は、不在者投票という方法があります。不在者投票は、次のいずれかの方法で行うことができます。

○四月三日から十一日の間に、以前住んでいた所の市町村選挙管理委員会で行う方法。
印鑑と、転入地の市町村長が発行する「住民票(写)」又は、「引き続き福島県内に住所を有する旨の証明書」が必要で、あらかじめ、交付を受けておく必要があります。

○転入地の選挙管理委員会で行う方法。
郵送期間が入りますので、手続きは、できる限り早めに行ってください。

三、次の点に注意して下さい。
短期間に移転を繰り返した方は、投票できないこともあり

村内中学校で卒業式

昨夜来の雨が上がり、巢立ち行く日にふさわしく、美しい那須連山がくつきり見えた十四日、午前十時から村内各中学校で卒業式が行われました。

三年生一八二名が義務教育九カ年の課程を無事終了しました。卒業証書を手にした生徒たちは、三年間学んだ母校で、先生や在校生と最後の別れを惜しんでいました。

村内の中学校卒業生(学校別)は次のとおりです。

区 分	卒業生		
	男	女	計
西 一 中	48	36	84
西 二 中	40	47	87
川 谷 中	3	8	11
計	91	91	182

統計調査結果シリーズ①

昭和61年度学校基本調査の結果が公表されましたのでお知らせします。この調査は毎年五月一日現在の園児数、児童生徒数、教職員数などを各幼稚園、学校へ調査依頼し、集計したもので

村内児童生徒数 (昭和61年5月1日現在)

区 分	児童生徒数						計	前年度 対年増減率	教職員数
	1	2	3	4	5	6			
熊倉小	63	76	71	67	74	86	437	0.69	19
小田倉小	94	86	104	86	95	84	549	3.98	23
米 小	31	35	36	37	33	34	206	1.98	10
羽太小	16	23	24	17	14	17	111	4.72	10
川谷小	13	18	15	16	24	16	102	3.77	10
計	217	238	250	223	240	237	1,405	2.11	72

区 分	児童生徒数				計	前年度 対年増減率	教職員数
	1	2	3	計			
西 一 中	112	93	84	289	17.00	21	
西 二 中	93	78	92	263	13.85	19	
川 谷 中	15	12	11	38	8.57	10	
計	220	183	187	590	15.01	50	

川柳
 汐千狩股の向うに光る海 忠義
 あといくつネオンの海に隠す 三郎
 父のんだ海へ運命の舵をとり ユキ子
 微罪

この表から見ると、各小中学校とも増加、特に西一中が十七パーセントと突出しております。これは、学区内での宅地化が進んだためと思われる。

『第一から第三方面隊異常なし』

―村内で出動・走行・部所訓練―



▲訓練も本番さながらに (写真は柏野)

春の全国火災予防運動の一環として、村消防団による出動・走行・部所訓練が三月一日(日)

村内全域に呼びかけました。

実施されました。

訓練は柏野、熊倉、上野原の各方面隊ごとに火災を想定。出動・走行・部所活動を演習し、防ぎよ体制の強化

ポンプ車等の活用技術の習得や向上を図りました。団員は、訓練のなかにも真剣な表情を見せ、本番さながらに展開されました。

訓練のあと、ポンプ車や積載車で啓蒙パレードを行い、「村から火災を出さないよう」

総合優勝は穴沢さん

村民の体力向上や、スキーの技術向上を図ろうと第十四回 大会は開会式のあと、午前十時

から競技に移り、回転、大回

転の二種目によりスピードが競われました。参加した約四十人の選手は、それぞれの優勝を目指して、雪上に見事なシユプールを描きました。

競技終了後、入賞者には賞状とメダル、総合優勝者には、トロフィーが授与されました。

成績は左記のとおりです。(優勝者のみ)

▼回転・男子の部 青年A(二十九歳以下) 穴沢清一

青年B(三十〜三十九歳) 菅野

一 成年(四十歳以上) 渡辺勲

高校生 参加者なし

中学生 本宮宗之

女子の部 中・高生参加者なし

一般女子 藤井笑子

▼大回転の部・男子の部(年齢制限は回転の部に同じ) 青年A 穴沢清一

青年B 石井満

スポーツコーナー



▲さあスタート…ちよっぴり不安?

一 成年 渡辺勲 高校生 参加者なし 中学生 本宮宗之 総合優勝 穴沢清一 選手の皆様、ごくろうさまでした。

世界一の村をめざして

村長を囲み座談会

このほど、月刊誌「財界ふくしま」主催による、村長を囲んだ座談会の記事が二月号に掲載されました。

内容は「二十一世紀への進路10」と題し、村づくりに取り組む若い人たちが「村が良くなるのには、どうすれば良いか」を話し合ったものです。出席者は村商工会青年部から菊地部長、芳賀副部長、婦人部より相川部長、連合青年会から小島会長が出席しました。

対談の中で、村長は「村の人口の増加が一日一人以上の割合で伸び、昨年十一月、一万五千人を突破、将来は三万人を超える。人口の増加とともに豊かな自然と、交通条件の良さは世界一になる要素は充分」と語りました。

商工会青年部側からは、人口増に対応した商工業発展の推進、婦人部から、自然環境の良さを利用した大学等の教育機関の誘致、また、青年会からレクリエーションを通じた若い人達のコミュニケーションの場が、将来大きな力となる等の活発な意見が出されました。

座談会は、終始なごやかな雰囲気が進められ、出席者の意見から積極的に村づくりを推進する意気込みが、ヒジヒシと感じられた数時間でした。



座談会に参加した村長

栃木刑務所 女子 研修紀行

四月二十日から春の防犯運動は始まりですが、村防犯協会（鈴木平作会長）では、二月九日栃木刑務所（女子）慰問・一日研修を催しました。参加された方から、次の様な研修紀行が寄せられました。

「我が罪を母に詫びたい、ひとり身の騒ぐ海猫、ふるさと遠し」——三十歳の受刑者・S子の句である。罪の深さを反省し、一日も早い社会復帰を心に秘め、豊かな人間に戻りたくて知的、情的啓蒙を自分なりに努力し、訴えている姿かも知れない。

村防犯協会では、防犯思想普及の一助として、また、別な角度から二十一世紀に向けての防犯活動目標の一つとして、栃木刑務所（女子専用）の一日研修と慰問を催したのである。西白河保護司会（大清水・内山重丸氏ら三人）の御好意と協力によって、二月九日実施されたのである。同日、役場前より福祉バスは、一路、栃木市へと向った。車窓から望む関東平野は、五月上旬の気候であった。車内での和談は、多種多様で途

中三十分の昼食をとり、午後一時三十分、栃木市物社町二、四八四番地——近代的建築構造の、栃木刑務所玄関前に着いた。同所の中川部長と矢嶋総務課長の、研修心得などの説明を受け、約一時間三十分ほど収容所内の巡回視察となった。

まず、日本全国に女子専門の刑務所は、札幌、笠間、和歌山、九州、そして栃木刑務所の五カ所である。明治元年、栃木囚獄として設立され、明治三十九年、女子受刑者を収容したのが始まりである。大正十一年、宇都宮刑務所・栃木支所となり、昭和二十三年、栃木刑務所となったのである。

敷地は、広大なる六二、三五八平方メートル、建物面積一四、二六四平方メートルの近代建築で、一見、先端技術産業工場のようにであった。現在、最年長七十八歳で無期懲役の老女を筆頭に、四二三名が収監されている。横浜、静岡を除く関東、東北全域からの受刑者で、全国で確定した外国人、特にフィリピン等十一人の外人も収監されている、日本唯一の国際刑務所でもある。受刑者・一日の生活記録を追

って見る前に、犯罪と刑罰とは何だろうと思わずにはいられない研修日でもあった。これが犯罪なのだと再認識もした。刑法は厳しくあれ、という言葉も聞く。

犯罪は、我々をおびやかす反社会的行動である。刑法は我々の社会生活の安全を確保する役割を担う、重要な法律であり、人々の生活、生命、自由、財産をはく奪する行為に対する、強力な制裁手段である。受刑者の処遇は、行刑法の理念に基づいて、人間尊重を基本に、時代に即応した受刑者の処遇改善を目指して、個別的、段階的処遇の改善、充実は特記するものがある。

収監者には、成績向上に応じて、第四級から第一級まで順次緩和された処遇である。第二、第四級は集団室に収監され、一、二級者は、半開放単独室を与えられ、すべて自主的な生活実践である。

受刑者は、法律で定められている一日八時間作業を課せられ、勤労意欲の喚起、職業に関する知識、技術の習得、共同生活への対応、忍耐力を植えつけられている。一般作業には、ミシン縫製、金属等の組立、革細工、刺しゅう、自営作業には、炊事、洗濯、清掃と一般家庭と変わらない。

職業訓練には各科目、定員を決めて美容科二年、縫製科三月、和文タイプ科六月、犯罪の意義を理解させ、収監生活に必要な人間形成を目指しての教養講座がある。

新入所、出所時の視聴覚教育もあって、模範収監者、長期収監者とに分けて、七つの集いが催されている。クラブ活動には短歌、俳句、詩吟、民謡と十一のクラブ活動も活発である。

文化、体育、宗教と十三種目に区分され、外国人受刑者には、日本語指導も科目の一つに組み込まれている。教科教育の中でも、短大、高校卒は十四人も収監されており、ちよつとした専門校のような風景もかもし出されてきた。

主食は作業の軽重により、五等食一、七〇〇カロリー、一等食二、四〇〇カロリーまで分かれ、米六・五、麦三・五の割合である。副食として、たんぱく質、ビタミン等は毎日八〇〇カロリー以上給与される。衣類、寝具は季節に応じ、日用品は定期的に支給し、自費で購入することも出来るようだ。保護、釈放の円滑は社会復帰を目的に保護観察、環境調査は特に厳重で、一日の規律生活態度がすべて収監所点数の七十パーセントが課せられる。朝六時三十分起床、朝食は七

時十分から三十分までの間に済ませ、午前と午後十五分間の休息がある。夕食は十六時十五分からで、昼食は十二時より四十分間ある。就寝は二十一時である。帰寮後、就寝までの時間内で、清掃、洗濯、読書、各種教育、クラブ活動もその間に行われているのである。

医療、衛生出産まで完備されており、出産は外部医院で行われている。乳児のための保育所は、所内にあって満一歳まで保育が許可されている。

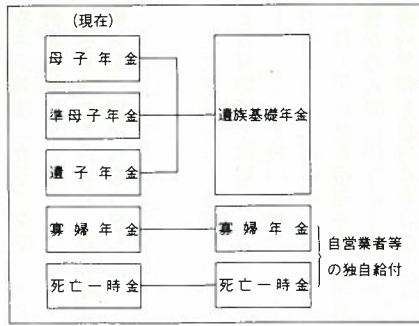
収監者の主な罪名は、重刑の殺人もいるが、特に暴力団との覚せい剤の密輸が主で、窃盗も多いようだ。こうした犯罪をなくすためには、世の移り変わりの変ぼうを的確にとらえ、諸事犯の分析と原因を追求するので防犯協会の大きな役割と課題でもある。今年も、春の防犯運動が四月二十日から、五月六日までの十五日間実施される予定です。

地域の職域、家庭と民警一丸となって、住み良い村づくりを御協力と期待を心から願って、防犯運動を展開したいと思っております。村防犯協会甲子高原分会 分会長 山下栄光

新国民年金のすがた⑥

遺族基礎年金

現在の国民年金では、母子年金など五つの遺族給付がありましたが、新制度では、母子年金、準母子年金、遺族年金が遺族基礎年金に再編成され、寡婦年金と死亡一時金が自営業者など第一号被保険者に対する独自の給付として存続します。



1 受給要件

遺族基礎年金は、夫（または父）が死亡した日の前に、①保険料を納めた月（免除された月を含みます。）が加入期間の三分の二以上あるか、②老齢基礎年

金の受給資格期間（二十五年）を満たしたときに支給されます。

なお、昭和七十一年四月一日前に死亡した場合は、死亡日直前の一年間に保険料の滞納期間がなければ支給されることになっています。

遺族基礎年金を受けられる人とは、死亡した夫または父に生計を維持されていた次の人が該当します。

- (ア) 死亡した人の妻で、十八歳未満の子または二十歳未満で一級・二級の障害の子といっしよに暮らしている人。
 - (イ) 死亡した人の十八歳未満の子または二十歳未満で一級・二級の障害の子。
- ただし、妻が遺族基礎年金を受給している間は、子の遺族基礎年金は支給停止されます。

2 年金額

遺族基礎年金の額は定額で、妻の分として六二二、八〇〇円（月額五一、九〇〇円・昭和六十一年度価格〈予定〉）に、子の加算額を加えた額となります。

妻に支給される遺族基礎年金の額(昭和61年度価格<予定>)

	基本額	加算額	合計
子が1人のとき	622,800円	186,800円	809,600円
子が2人のとき	622,800円	373,600円	996,400円
子が3人のとき	622,800円	435,900円	1,058,700円

(注) 3人目以降は1人につき62,300円が加算されます。

子に支給される遺族基礎年金の額(昭和61年度価格<予定>)

	基本額	加算額	合計	1人当たり支給額
子が1人のとき	622,800円	—	622,800円	622,800円
子が2人のとき	622,800円	186,800円	809,600円	404,800円
子が3人のとき	622,800円	249,100円	871,900円	290,633円

(注) 3人目以降は1人につき62,300円が加算されます。

また子に支給するときは六二二、八〇〇円（月額五一、九〇〇円・昭和六十一年度価格〈予定〉）で、子が二人以上のときは、二人目以降の加算額を加え、年金を受ける子の数で割った額となります。具体的には、左の表のとおりです。

3 現行の遺族給付と新しい遺族基礎年金の相違点

- (ア) 国民年金の遺族に支給する年金が母子年金型から遺族年金型へ移行

現在の母子年金は、死亡した夫が国民年金に加入していたかどうかに関係なく、支給を受ける奥さん自身が国民年金の加入者でなければ受けられません。これに対して、新しい遺族基礎年金では、夫が国民年金に加入している間に死亡するか、老齢基礎年金を受けられる加入期間に達した後で死亡した場合に支給されることとなります。つまり、遺族基礎年金では、死亡した人の加入を条件とすることになり、厚生年金の遺族年金型になるわけです。

- (イ) 遺族基礎年金は、今までの母子年金より加入期間の条件が緩和

現在は、夫の死亡前に母子年金を受ける妻が一年以上保険料を納めているか、三年以上保険料納付が免除の期間で満たされているなどの条件があるときに支給されています。これに対して、遺族基礎年金

では、加入期間のうち三分の二以上保険料を納めている期間（免除期間を含む）がなければ支給されることとなります。つまり、加入期間の長短に関係なく、三分の一以上保険料未納期間がなければ支給され、加入直後に死亡したときでも遺族基礎年金が支給されることとなるわけです。

- (ウ) 現在、受けている母子年金等は遺族基礎年金として支給

遺族基礎年金の発足に伴い、母子・準母子年金、遺児年金は廃止されますが、昭和六十一年四月一日前に受けている母子・準母子年金、遺児年金は、年金額が遺族基礎年金と同じ水準に引き上げられて、引き続き支給されます。母子福祉年金、準母子福祉年金は廃止され、遺族基礎年金に吸収されます。

参考①

遺族厚生年金とは？

厚生年金に加入している人が死亡したときに遺族に支給される年金のことです。新年金制度の発足に伴い、基本的には、遺族基礎年金に上のせいで支給される報酬比例の年金です。

参考 ②

遺族厚生年金の受給要件

次のいずれかに該当する人が死亡したときに遺族厚生年金が支給されます。

- ア ①厚生年金に加入中に死亡したとき、②加入中の病気ががもとで初診の日から五年以内に死亡したとき（現在は厚生年金の加入期間が六カ月以上あることが必要ですが、新制度では、遺族基礎年金の資格期間を満たしていることが条件になります。）

- イ 一級・二級の障害（厚生）年金を受けられる人が死亡したとき。
ウ 老齢（基礎）年金の資格期間を満たした人が死亡したとき。

参考 ③

遺族厚生年金が受けられる遺族の範囲

死亡した厚生年金加入者に生計を維持されていた次の遺族が受けられますが、遺族基礎年金と合わせて受けられる遺族と

厚生年金単独で受けられる遺族に区分されます。

ア 遺族基礎年金と合わせて受けられる遺族

- ① 子（十八歳未満または二十歳未満で一級・二級の障害者）のある妻
② 十八歳未満の子または二十歳未満で障害の子
③ 十八歳未満の孫または二十歳未満で一級・二級の障害の孫

イ 遺族厚生年金単独で受けられる遺族

- ① 子（十八歳未満または二十歳未満で一級・二級の障害者）のない妻
② 五十五歳以上の夫、父母、祖父母は六十歳から支給されます。
③ 十八歳未満の孫または二十歳未満で一級・二級の障害の孫

参考 ④

遺族厚生年金の年金額

$$\text{平均月収} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{厚生年金加入月数} \times \frac{3}{4}$$

(最低300円)

*参考②の「遺族厚生年金の受給要件」の(ア)と(イ)に該当する場合は、最低300円で計算します。

下の式で計算した額が年金額となります。ただし、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人で、昭和六十一年四月一日に四十歳以上の人が

死亡したときは、千分の七・五ではなく年齢に応じて千分の十・千分の七・六一の乗率になります。（老齢厚生年金の年金額の報酬比例部分の乗率と同じ率となります。）

参考 ⑤

遺族基礎年金と遺族厚生年金の年金額を並べてみた場合

厚生年金に加入中の人（加入月数が三〇〇月以下）が死亡したものとしました（昭和六十一年度）。

夫が死亡したときに三十五歳以上で子のない妻（死亡当時は十八歳未満の子がいて、その子が十八歳になったときは三十五歳以上の妻を含む）に支給される遺族厚生年金は、四十歳から

六十五歳になるまで四六七、一〇〇円（月額三八、九二五円）が加算されます。

遺族厚生年金	平均月額 $\times \frac{7.5}{1000} \times 300 \times \frac{3}{4}$
遺族基礎年金	622,800円
子の加算	1人目・2人目186,800円 3人目以降62,300円
子が1人いる妻	809,600円 + 遺族厚生年金
子が2人いる妻	996,400円 + 遺族厚生年金
子が3人いる妻	1,058,700円 + 遺族厚生年金
遺族厚生年金	平均月収 $\times \frac{7.5}{1000} \times 300 \times \frac{3}{4}$
遺族基礎年金	622,800円
子の加算	2人目186,800円 3人目以降62,300円
子が1人のとき	622,800円 + 遺族厚生年金
子が2人のとき	809,600円 + 遺族厚生年金
子が3人のとき	871,900円 + 遺族厚生年金
遺族厚生年金	平均月収 $\times \frac{7.5}{1000} \times 300 \times \frac{3}{4}$
中高年齢の寡婦加算	467,100円(40歳から)
65歳になると、老齢基礎年金がうけられるようになるので、中高年齢の寡婦加算はなくなります。	
遺族厚生年金	平均月収 $\times \frac{7.5}{1000} \times 300 \times \frac{3}{4}$
(注：夫、父母、祖父母については60歳から支給)	

補聴器の調子はいかがですか

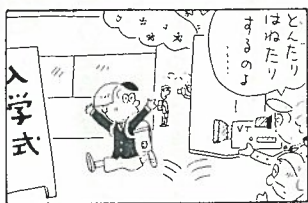
補聴器の相談・修理を下記の日程で行います。

月日	場所	時間
62年 4月1日	西郷村役場 住民課前	午後 1時～2時
5月6日	〃	〃
6月3日	〃	〃
7月1日	〃	〃
8月5日	〃	〃
9月2日	〃	〃
10月7日	〃	〃
11月4日	〃	〃
12月2日	〃	〃
63年 1月6日	〃	〃
2月3日	〃	〃
3月2日	〃	〃

★身体障害者手帳（お持ちの方）・印鑑をご持参下さい。
なお、くわしくは住民課福祉係へお問い合わせ下さい。
☎(25)1111 (内)242 (有)5117

さわやか君

西村 宗



募集

62年4月期講座
受講生—NHK

- 場所
 - 郡山市麓山一丁目5番21号
NHK郡山放送局(会館内)
- 受付時間
 - 平日
午前9時30分～午後6時30分
 - 土曜日
午前9時30分～午後5時30分
(日曜日・祝日はお休みです)
- 申し込み・受け付け・お問い合わせ先
 - 〒963 郡山
郡山市麓山一丁目5番21号
NHK文化センター郡山教室
☎(0249)33-0022代
- 講座案内
 - 4教室・70講座

募集 春の青年海外協力隊

協力隊では春の隊員を下記の内容で募集します。

- 資格
満20歳以上、原則として35歳までの日本国籍を持つ青年男女
- 願書締切
昭和62年5月31日消印有効
- 選考試験
第1次選考(筆記試験:作文・英語・技術)
第2次選考(面接:個人・技術・健康診断書にもとづく問診及び精査等)
- 派遣国
本人の希望は尊重しますが、技術の幅・内容等を考慮し、適材適所の決定を優先します。
- 派遣期間
2年間
- 説明会会場
5月21日(木) 18:00～20:00
郡山市中央公民館
- 問合せ先
青年海外協力隊事務局
☎東京03(400)7261

おしらせ



「委託状況届」は4月30日までに

製造・加工業者等で製品の加工を家内労働者(内職者)に発注している事業主(委託者といいます)は、毎年4月1日現在の家内労働者数を4月30日までに「委託状況届」により所轄労働基準監督署長を経由し、福島労働基準局長に届出しなければならないことになっております。

今年も届出の時期になりました。所定の用紙は、各労働基準監督署にありますので、各種の年度更新事務と同時に届出してください。

ようお願いいたします。
福島労働基準局

事業主のみなさんへ

昭和62年度の労働保険の年度更新をする時期がまいりました。

4月初めに局、又は県から送付される申告書用紙と記入要領をよくお読みください。

5月15日までに自主申告、自主納付最寄りの金融機関、郵便局、労働基準監督署、福島労働基準局又は県雇用保険課に手続きをされますようお願いいたします。また、期日までに申告できるよう貸金台帳等を整備しておかれようお願いします。

福島労働基準局・福島県商工労働部

ゴミの収集日が変わります

種別	現在の収集日	変更後
可燃ごみ	3月28日まで 土曜日	4月3日から金曜日
	3月30日まで 月曜日	4月7日から火曜日
不燃ごみ	3月30日まで 月曜日	甲子、川谷を除く行政区 4月2日から木曜日
	3月30日まで 月曜日	甲子、川谷行政区のみ 4月7日から火曜日

村営住宅入居者募集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

住宅名 下羽太団地 1戸
構造 簡易耐火構造平家建
種別 第1種
部屋数 3部屋
家賃 月額 11,000円

住宅名 狼山合団地 1戸
構造 簡易耐火構造平家建
種別 第1種
部屋数 3部屋
家賃 月額 5,900円

敷金はそれぞれ家賃の2ヶ月分で、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は役場建設課(☎25-1111 内線353)にあります。

尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。